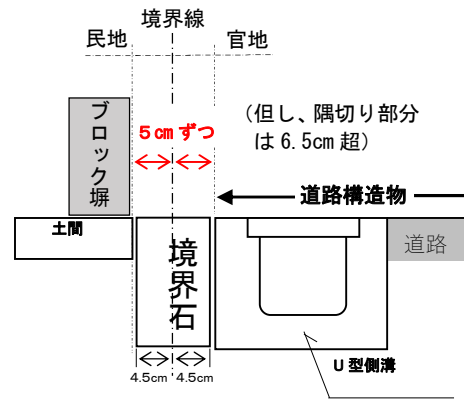


お知らせ

門・塀等をつくる時のご注意

道路とみなさんの土地の境界線上に門・ブロック塀などをつくる時は塀などの外面が境界線より**5センチメートル民地側**となるよう設置してください。

このことはさいたま市の要綱で定められており、将来の塀などの管理のためにも有効です。



建築行為の許可申請手続きについて

土地区画整理事業が完了（換地処分公告の日）するまでの間に次の行為を行うときは、土地区画整理法第76条に基づくさいたま市長の許可が必要です。

- ・土地の形質の変化
- ・建築物その他工作物（ブロック塀、擁壁、カーポート等）の新築、改築、増築
- ・重量が5トンを超える物件の設置もしくは堆積

ご注意！ この許可を受けずにこれらの行為を行った場合、又は、許可条件に違反したときは、さいたま市長から原状回復命令又は、移転もしくは、除却命令が出される場合があります。この命令に違反した場合は処罰を受ける場合があります。

仮換地証明・底地番証明等の諸証明の発行方法について

仮換地証明・底地番証明等の諸証明は、事務局の窓口で申請をしていただき、原則中2日後の発行となります。ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

土地・建物の売買をするときは、事務局へ相談を！

特別な制約はありませんが、今後、区画整理により減歩、土地・建物の移転、清算金等が生じる可能性がありますので、土地・建物を売買しようとする時は、（一財）さいたま市土地区画整理協会へ相談の上、行ってください。

権利の届出をして下さい。（定款第84条・第85条）

土地の売買や相続等で権利関係に変動が生じた際は、組合に届出が必要となります。また、新たに土地の権利を共有で取得された場合には、共有者の中から代表者1人を選任して組合に届け出て下さい。

※共有者の方々については、土地区画整理法第130条第2項に「宅地の共有者は、それぞれのうちから代表者1人を選任しその者の氏名及び住所を施行者に通知しなければならない。」との規定があります。届出が提出されないと、役員及び総代選挙に関わる権利を行使することが出来ませんので、よろしくお願いいたします。

民地建柱について

各家庭に電力等を供給するために必要な電柱等につきましては、道路の有効活用かつ安全な利用及び街路の美観の確保等から、民地内への電柱等の設置をお願いしております。

今後、建柱の際には、電力・通信事業者が皆さまの土地借用等のお願いに伺うことがありますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

今後も区画整理事業についてご理解とご協力をお願い致します。

その他ご不明な点などがございましたら、下記までお問合せください。

お問い合わせ先（組合事務所）

〒338-0002 さいたま市中央区下落合2丁目18番6号 一般財団法人さいたま市土地区画整理協会
 管理課 TEL. 048-823-5221（資金管理・換地に関すること）
 補償課 TEL. 048-823-5226（建物補償に関すること）
 工事課 TEL. 048-823-5227（工事に関すること）

<http://saitama-kukaku.jp/>

Saitama City 丸ヶ崎 まちづくりニュース

令和4年5月



令和3年度 第2回総代会の報告

令和4年2月22日（火）に丸ヶ崎土地区画整理組合現場事務所において、総代の方々の出席のもと、令和3年度第2回総代会が開催されました。

今回の総代会で、定款の一部変更と令和4年度の事業計画と収支予算について議決をいただきました。その議案の概要についてご報告いたします。

定款の一部変更について

定款の第86条の条文を一部変更しました。

変更前	変更後
（公告の方法） 第86条 この組合の公告は、事務所及び丸ヶ崎現場事務所の掲示場並びにさいたま市役所の掲示場に掲示してするものとする。 ※下線部を削除	（公告の方法） 第86条 この組合の公告は、事務所の掲示場及びさいたま市役所の掲示場に掲示してするものとする。 ※下線部を追加

令和4年度の事業計画について

令和4年度の主な事業は、以下の通りです。

- | | |
|-------------|--|
| 工 事 | ① 道路修繕工事
管理引継のために道路等の修繕工事を行うものです。 |
| 調査設計 | ① 道路実施設計業務
区画道路等を修繕するための設計等の図書を作成するものです。
② 2号調整池清掃業務
管理引継のため調整池の清掃を行うものです。
③ 換地設計準備業務委託（その2）
換地計画を円滑に進めるため、事前に換地設計との照合や清算金を算定するための資料作成等を行うものです。
④ 出来形確認測量業務委託（その3）
すべての工事が完了した後、道路や宅地をもう一度点検確認する測量業務を行うものです。
⑤ 杭打測量・換地修正外業務委託（単価契約）
事業に必要な杭の埋設及び分筆に伴う換地図書の修正等を行うものです。
⑥ その他事業に必要な調査設計等 |



令和4年度の収支予算について

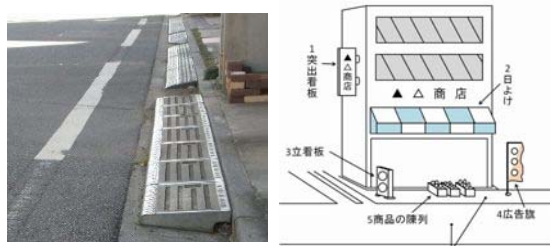
【収入】		(単位：千円)
内 訳	予 算 額	摘 要
さいたま市補助金	65,151	
保留地処分金	1	・科目設定
諸収入	1	・科目設定
繰越金	179,847	
収入合計	245,000	
【支出】		(単位：千円)
内 訳	予 算 額	摘 要
工事費	17,306	・道路等管理工事(単契) ・道路修繕工事 ・電柱移設工事
補償費	1	・科目設定
法2条2項事業費	2	・科目設定
調査設計費	57,605	・事業用地草刈業務 ・道路実施設計業務 ・2号調整池清掃業務 ・換地計画準備業務委託(その2) ・出来形確認測量業務委託(その3) ・杭打測量・換地修正外業務委託(単契) ・公共用地引継資料作成業務委託 ・管理調書作成業務委託 ・保留地販売促進等業務委託 ・事業計画第9回変更書作成業務委託
事務費	19,936	・組合運営維持にかかる経常の事務費
予備費	10,000	
次期繰越収支差額	140,150	
支出合計	245,000	

道路の使用についてのお願い

● 道路上に物を置かないでください。

道路上に物(コンクリート板、道床差解消ステップ、バリケード、カラーコーン、立看板、広告旗、消火器、荷物、商品、自動販売機など)を置いたままにすることは歩行者、自転車や車の通行の障害になり、交通事故を引き起こす原因にもなります。また、歩行者がつかずいて転倒する事故にもつながります。

そのため、道路上に物を置いている場合は、取り除くか敷地内に入れるなどの対応を行ってください。



● 庭木の枝は敷地内で管理してください。植木鉢等は道路・側溝の上に置いてはいけません。

敷地を越えて樹木の枝が歩道や車道へはみ出すと、歩行者や車の通行の障害になり、また、道路の見通しを悪くし、交通事故を引き起こす原因にもなります。枝等が落下した際には、思わぬ事故を引き起こすこともありますので、所有者の方は、樹木の剪定や手入れをしてください。

道路上(歩道・側溝を含む)に植木鉢等を置くことは、歩行者や自転車等の安全・快適な通行の妨げとなり、交通安全上問題となることがありますので、敷地内に入れてください。



● 道路への土砂流出防止と流出土砂の撤去にご協力ください。

大雨のあとに、畑などの土砂が道路上へ流出し、歩行者や車の通行の障害となることがあります。また、流出した土砂が側溝を埋めてしまい、道路の排水機能が失われてしまう事例も見受けられます。

皆様の道路の安全を確保するため、土地の所有者の方は土砂が流出しないよう防止策をお願いします。万が一、土砂が道路へ流出してしまった場合は、速やかに土砂の撤去をお願いいたします。



※道路上に置かれたものや、はみ出したものが原因で事故が発生した場合、物件の所有者が責任を問われる場合があります。道路を歩行者や自動車が安心・安全に通行できるよう、皆様のご協力をお願いします。

令和4年度の工事予定箇所について



丸ヶ崎土地区画整理事業
令和4年度予算要望工事施工箇所図

過年度整備済箇所	令和4年度整備予定箇所	令和4年度整備予定箇所(修繕)
■	■	■